

株主各位

第 20 期 定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

個別注記表

(平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日まで)

株式会社きちり

個別注記表につきましては、法令及び当社定款第 15 条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4～15年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 株主優待引当金 株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,027,272千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権 28,010千円

② 短期金銭債務 339千円

(3) 保証債務

①一部の賃貸物件の保証金について当社、貸主及び金融機関との間で代預託契約を結んでおります。当該契約に基づき、金融機関は貸主に対して保証金相当額を預託しており、当社は貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を350,648千円保証しております。

②次の関係会社について金融機関からの借入に対し、連帯保証を行っております。

イーターリー・アジア・パシフィック株式会社 58,275千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高 45,325千円

② 販売費及び一般管理費 9,803千円

③ 営業取引以外の取引 732千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	10,550,400株	－株	－株	10,550,400株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	325,662株	－株	－株	325,662株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年 9月28日 定時株主総会	普通株式	76,685	7.50	平成29年 6月30日	平成29年 9月29日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年 8月17日 取締役会	普通株式	102,233	利益剰余金	10.00	平成30年 6月30日	平成30年 9月7日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
減損損失	70,073
資産除去債務	3,999
減価償却超過額	12,704
未払事業所税	2,268
未払事業税	11,855
未払費用	21,752
株主優待引当金	2,387
貸倒引当金	235
出資金評価損	1,868
その他	1,040
繰延税金資産計	<u>128,185</u>
繰延税金負債	
協賛金益金不算入額	4,684
繰延税金負債計	<u>4,684</u>
繰延税金資産の純額	<u><u>123,501</u></u>

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達することとしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、そのほとんどが1ヶ月以内に回収されるため、そのリスクは限定的です。

投資有価証券及び関係会社株式並びに出資金は業務上の関係を有する企業・組合への出資であり、当該会社の財務状況の悪化等のリスクに晒されておりますが、定期的に発行体（取引先企業・組合）の財務状況等を把握しております。

差入保証金につきましては、建物等の賃貸借契約に係るものであり、差入れ先の信用リスクに晒されておりますが、差入れ先の信用状況を契約時及び定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金並びに未払費用につきましては、すべて1年以内の支払期日であります。

長期借入金につきましては、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

リース債務につきましては、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,157,862	1,157,862	—
(2) 売掛金	158,716	158,716	—
(3) 差入保証金 貸倒引当金（※）	778,808 △768		
	778,040	660,842	△117,198
資産計	2,094,620	1,977,421	△117,198
(1) 買掛金	240,513	240,513	—
(2) 長期借入金（1年内返済 予定の長期借入金を含む）	1,355,451	1,355,451	0
(3) 未払金	156,593	156,593	—
(4) 未払費用	330,507	330,507	—
(5) リース債務	27,277	27,252	△24
負債計	2,110,342	2,110,318	△24

（※）差入保証金に対する貸倒引当金を控除しております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、返還時期の見積りを行い、見積期間に対応した国債利回り等適切な指標により将来キャッシュ・フローの見積額を割り引いた現在価値（貸倒引当金を控除）により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(3) 未払金並びに(4) 未払費用

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額と同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	39,755
関係会社株式	193,726
出資金	3,927

上記の株式及び出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であることから、記載しておりません。

7. 持分法損益等に関する注記

(1) 関連会社に対する投資等の金額	136,000千円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	34,456千円
(3) 持分法を適用した場合の投資損失の金額	△55,231千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	イータリー・アジア・パシフィック株式会社	所有 直接 34.0	役員の兼任	債務保証(注) 保証料の受取(注)	58,275 641	—	—

(注) イータリー・アジア・パシフィック株式会社の銀行借入につき債務保証を行っており、保証料率は被保証先の信用力等を勘案して決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	185円89銭
(2) 1株当たり当期純利益	14円45銭

10. 重要な後発事象

(会社分割による持株会社体制への移行)

当社は、平成 30 年 8 月 6 日開催の取締役会において、平成 31 年 1 月 1 日（予定）を効力発生日として会社分割の方式により持株会社体制へ移行すること、及び分割準備会社として当社 100%出資の子会社「株式会社きちり分割準備会社」を設立することを決議いたしました。

また、当社は、平成 30 年 8 月 17 日開催の取締役会において、外食事業に関して有する権利義務を分割準備会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行うため、分割準備会社との間で吸収分割契約の締結を承認することを決議いたしました。

本件分割後の当社は、平成 31 年 1 月 1 日（予定）で商号を「株式会社きちりホールディングス」に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する予定です。なお、本件分割及び定款変更（商号及び事業目的の一部変更）につきましては、平成 30 年 9 月 27 日開催予定の定時株主総会による承認及び必要に応じ所管官公庁の許認可等が得られることを条件としております。

(1) 会社分割の目的

当社は事業構造の変革期に、持株会社体制によりもたらされる事業毎の権限と責任の分離による意思決定の迅速化、事業リスク分散、明確な事業業績測定といった効果が今後の当社の持続的な成長による企業価値向上に必要不可欠であると考え、持株会社体制への移行を決定いたしました。

(2) 会社分割の要旨

① 本会社分割の方式

当社を分割会社とする会社分割（吸収分割）により、分割する事業を当社が 100%出資する子会社（分割準備会社）に承継させる予定です。なお、分割する事業は、当社が営む外食事業を予定しております。

また、当社は持株会社として引き続き上場を維持いたします。

② 本会社分割の日程

分割準備会社設立承認取締役会	平成 30 年 8 月 6 日
分割準備会社の設立	平成 30 年 8 月 10 日
吸収分割契約承認取締役会	平成 30 年 8 月 17 日
吸収分割契約締結	平成 30 年 8 月 17 日

吸収分割契約承認時株主総会 平成 30 年 9 月 27 日 (予定)

(当社及び承継会社)

吸収分割契約の効力発生日 平成 31 年 1 月 1 日 (予定)

③ 本会社分割に係る割当ての内容

承継会社である株式会社きちり分割準備会社は、本件分割に際して普通株式 900 株を発行し、これを全て分割会社である当社に割当て交付いたします。

④ 本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

該当事項はございません。

⑤ 本件分割により増減する資本金等

該当事項はございません。

⑥ 承継会社が承継する権利義務

株式会社きちり分割準備会社が当社から承継する権利義務は、効力発生日における本件事業に係る資産、債務その他の権利義務のうち、本件分割に係る吸収分割契約に規定されるものといたします。なお、承継会社が当社から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものといたします。

⑦ 債務履行の見込み

本件分割後、当社及び承継会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本件分割後の収益見込みについても、当社及び承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。以上より、本件分割後において当社及び承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みはありと判断しております。

(3) 当事会社の概要

	分割会社 平成 30 年 6 月 30 日現在	承継会社 平成 30 年 8 月 10 日設立時現在
①名称	株式会社きちり	株式会社きちり分割準備会社
②所在地	大阪市中央区安土町二丁目 3 番 13 号	東京都渋谷区渋谷一丁目 17 番 2 号
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長： 平川 昌紀	代表取締役社長： 平川 昌紀
④事業内容	外食事業	外食事業（ただし、本件吸収分割前は事業を行っておりません。）

⑤資本金	381 百万円	1 百万円
⑥設立年月日	平成 10 年 7 月 16 日	平成 30 年 8 月 10 日
⑦発行済株式数	10,550,400 株	100 株
⑧決算期	6 月 30 日	6 月 30 日
⑨大株主及び持株比率 (自己株式控除後割合)	株式会社エムティアンドアソ シエイツ 40.6% 葛原 昭 3.6% 平川 勝基 2.5% 平川 昌紀 2.4% 平田 哲士 1.9% 平川住宅株式会社 1.3% 日本マスタートラスト信託銀 行株式会社 1.3% 清原 康孝 1.2% 平川 貴史 1.0% 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 1.0%	株式会社きちり 100%
⑩当事会社間関係等	資本関係	分割会社が承継会社の発行済株式の 100%を保有 しております。
	人的関係	分割会社より承継会社取締役を 1 名派遣して おります。
	取引関係	承継会社は営業を開始していないため、現時点で は、分割会社との取引関係はありません。
⑪直前事業年度の財政状態及び経営成績 (平成 30 年 6 月期)		
純資産	1,900 百万円 (単体)	1 百万円 (単体)
総資産	4,392 百万円 (単体)	1 百万円 (単体)
1 株当たり純資産	185.89 円 (単体)	10,000 円 (単体)
売上高	9,241 百万円 (単体)	—
営業利益	358 百万円 (単体)	—
経常利益	355 百万円 (単体)	—
当期純利益	147 百万円 (単体)	—
1 株当たり当期純利益	14.45 円 (単体)	—

- (注) 1. 分割会社は、平成 31 年 1 月 1 日付けで「株式会社きちりホールディングス」に商号変更予定です。
2. 承継会社は、平成 31 年 1 月 1 日付けで「株式会社 KICHIRI」に商号変更予定です。
3. 承継会社におきましては直前事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみ表記しております。

(4) 分割する事業部門の概要

① 分割する部門の事業内容

当社が営む外食事業

② 分割する部門の経営成績（当事業年度）

売上高 9,241 百万円

(ストック・オプションとして新株予約権を発行する件)

当社は、平成 30 年 8 月 17 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条並びに第 239 条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行することの承認を求める議案を、平成 30 年 9 月 27 日開催予定の当社第 20 期定時株主総会に付議することを決議いたしました。なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第 361 条第 1 項第 3 号の報酬等に該当いたします。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社の企業価値向上に資することを目的とするものであります。

2. 当社の取締役に対する報酬等の額

当社取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額 100 百万円を上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績並びに当社及び当社子会社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が当社の業績価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストック・オプションであることから、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、当社の取締役等の報酬等の額は、平成27年9月25日開催の当社第17期定時株主総会において年額300百万円以内とする旨ご承認いただいておりますが、当該報酬額とは別枠で設定するものであります。なお、この取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役（社外取締役を除く。）及び従業員。

4. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式300,000株を上限とし、このうち、当社の取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権の数の上限は90,000株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 新株予約権の数

3,000個を上限とする。なお、このうち、当社取締役（社外取締役を除く。）に付与する新株予約権は900個を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権にかかる付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日

(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.10を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後4年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会で定めるところによる。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(9) 新株予約権行使条件

新株予約権は権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期满了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

(10) その他の新株予約権募集事項については、別途開催される取締役会の決議において、定める。